

第8回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（越野委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。審議の順番ですが、報告第2号「市立幼稚園での3年保育の実施について」を一番最初に審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、審議に入ります。日程第2、報告第2号「市立幼稚園での3年保育の実施について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

総合教育委員会では、皆様から忌憚のない意見、主張ともども意見交換で方向性を確認したところですが、質問等の漏れはございませんか。

小 石 委 員) ぜひいい案を出していただくように、お願いします。

教 育 長) 3年保育の枠としては、1園を令和3年4月1日から3歳児の子どもたちに入園していただけるようにします。期限が決まっているので、まずはどこの幼稚園で、どの規模でやるのかを事務局に資料を整えていただきたいと思います。市民の皆さんの全員が一致することは難しいと思いますが、理解を得られるよう努力していきたいと思えます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

改めて市長を含めた総合教育会議で教育委員会も方向性を決定いたしました。もう1度申し上げますと、3年保育を幼稚園1園において令和3年4月1日から試験的に実施する。どこの幼稚園で、何人規模であるかをお示しし、進めていくことをここで改めて確認しておきたいと思います。異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

では、その旨、事務局のほうはよろしく願います。

〈報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、日程第1、第11号議案「芦屋市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今、ヨドコウが世界遺産の話が出て、文化財としての価値を評価されている。建造物専門は中江先生になるのですか。

生涯学習課長) はい。建造物としては中江先生になります。世界遺産にしましては国と国のレベルになりますので、ヨドコウ迎賓館に、まずユネスコからの調査官や文化庁の方が派遣され、調査して報告書を上げて申請となります。

教 育 長) 審議会では、ヨドコウ迎賓館の評価などは、中江先生が中心になっているのですか。

生涯学習課長) 建造物専門は中江先生となっておりますので、いろんな指導やご意見をいただくことはできます。

教 育 長) 会下山遺跡でしたら、どの先生が一番よくわかりますか。

生涯学習課長) 会下山遺跡は考古専門の森下先生です。特に考古学の古墳の専門でいらっしゃいます。これまでもいろいろ協力いただいて、ご意見をいただいたりしております。

教 育 長) わかりました。せっかく専門家の先生方が委員になっていただいているので、いろんな面からアドバイスをしていただけるといいですね。

木 村 委 員) これまでに委員の先生方の専門外でわからなかったことはありますか。

生涯学習課長) 今のところはございません。しかし、問題としましては古文書の書き崩した字を読める方がなかなかいらっしゃらないので、もし調査報告することがあれば、委員の先生方に紹介いただき、依頼をする形になります。

木 村 委 員) わからないものがあつたときには、それなりの人に紹介していただき、依頼をするということですね。

教 育 長) そうです。

越 野 委 員) 市指定の文化財は、現在どれぐらいありますか。

生涯学習課長) 市指定のものにつきましては、種類はいろいろありますが、現在のところ15件になります。

教 育 長) 個人所有の文化財の場合は確認しづらいですが、市所有の文化財は、年に1回ぐらいは現物の確認を行ってください。

生涯学習課長) 市所有の文化財は美術博物館や三条文化財整理事務所にありますので、美術博物館での展示の際などにも確認しております。今回は、6月に文化財保護審議会を開催したときに、親王寺所有の考古資料一括の保存状態を確認させていただいております。

ます。

教 育 長) 日吉神社の場合は、石祠もありますので確認をお願いします。文化財になった場合は、補助のお金はでるのですか。

生涯学習課長) 出ません。しかし、保存していく上で、何か修理しなければならない場合は2分の1補助が出ます。

浅井委員) 古墳など動かさないものは仕方ないのですが、芦屋市の文化財を一堂に集めた展示を行うことができれば、市民の方も文化財を身近に感じることができるのではないかと思います。

4ページの芦屋市文化財保護条例の第13条第2項には、市指定文化財の指定及びその指定の解除、例えば、活用とはどのようなことをされているのですか。

生涯学習課長) 主に、美術博物館の歴史資料室で展示をしております。歴史資料室では半年ごとに展示を変えております。前半は文化財を展示しており、後半は小学生も興味を持つことができるよう、芦屋の昔の暮らしなどを展示しております。

指定文化財は防犯などの問題もあるので、どこでも展示できるものではないですが、来ていただきやすいように努力したいと思います。

例えば、文化財に興味を持っていただくために、今年の夏休みは、月若遺跡から出土した小銅鐸を、合金を使ってつくってみるワークショップを行います。このワークショップがきっかけで興味を持っていただき、本物を見ていただけるといいと思います。

浅井委員) 芦屋の子どもたちが、文化財に興味を持てるよう、更にそのような活用をしていけたらと思います。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第 1 1 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言